消防法施行規則(抄)

昭和36年 4月 1日自治省令第 6号

(防炎性能の基準の数値等)

- 第4条の3 令第4条の3第1項の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。
 - (1) 建築物(都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。)
 - (2) プラットホームの上屋
 - (3) 貯蔵槽
 - (4) 化学工業製品製造装置
 - (5) 前2号に掲げるものに類する工作物
- 2 令第4条の3第3項の総務省令で定めるもの(以下「じゅうたん等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) じゅうたん (織りカーペット (だん通を除く。) をいう。)
 - (2) 毛せん (フェルトカーペットをいう。)
 - (3) タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット及びニードルパンチカーペット
 - (4) ござ
 - (5) 人工芝
 - (6) 合成樹脂製床シート
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの 以外のもの
- 3 令第4条の3第4項各号の総務省令で定める数値は、次のとおりとする。
 - (1) 令第4条の3第4項第1号の時間 薄 手 布 (1平方メートル当たりの質量が 450 グラム以下 の布をいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては3秒、厚 手 布 (薄 手 布以外の布を いう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては5秒、じゅうたん等にあっては20秒、展示 用の合板及び舞台において使用する大道具用の合板(以下この項、次項及び第6項において「合板」 と総称する。)にあっては10秒
 - (2) 令第4条の3第4項第2号の時間 薄 手 布にあっては5秒、厚 手 布にあっては20秒、合板 にあっては30秒
 - (3) 令第4条の3第4項第3号の面積 薄 手 布にあっては30平方センチメートル、厚 手 布にあっては40平方センチメートル、合板にあっては50平方センチメートル
 - (4) 令第4条の3第4項第4号の長さ じゅうたん等にあっては10 センチメートル、その他のものにあっては20 センチメートル
 - (5) 令第4条の3第4項第5号の回数 3回

- 4 物品(じゅうたん等及び合板を除く。)の残炎時間、残じん時間、炭化面積及び炭化長に係る令第 4条の3第5項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱、別図第2の試験体支持枠、別図第3の電気火花発生装置及び薄 手 布の試験にあっては別図第4のミクロバーナー、厚 手 布の試験にあっては別図第5のメッケルバーナーであること。
 - (2) 燃料は、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。) K2240の液化石油ガス2種4号であること。
 - (3) 試験体は、次に定めるところによること。
 - イ 2 平方メートル以上の布から無作為に切り取った縦 35 センチメートル、横 25 センチメートル のものであること。
 - ロ 工事用シートその他屋外で使用するものにあっては、ハの処理を施す前に温度 50 度プラスマイナス 2 度の温水中に 30 分間浸したものであること。
 - ハ 温度 50 度プラスマイナス 2 度の恒温乾燥器内に 24 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上放置したものであること。ただし、熱による影響を受けるおそれのない試験体にあっては、温度 105 度プラスマイナス 2 度の恒温乾燥器内に 1 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上放置したものとすることができる。
 - (4) 測定方法は、次に定めるところによること。
 - イ 試験体は、試験体支持枠にゆるみなく固定すること。ただし、炎を接した場合に溶融する性状の物品の炭化長を測定する場合にあっては、試験体の支持枠の内側の縦 250 ミリメートル、横 150 ミリメートルの長方形の部分に、試験体の縦 263 ミリメートル、横 158 ミリメートルの長方形の部分が収納され、かつ、縦横それぞれ対応するように固定すること。
 - ロ 炎の長さは、ミクロバーナーにあっては 45 ミリメートル、メッケルバーナーにあっては 65 ミリメートルとすること。
 - ハ バーナーは、炎の先端が試験体の中央下部に接するように置くこと。
 - ニ 炭化長は、試験体の炭化部分についての最大の長さとする。
 - ホ 3の試験体について、薄 手 布にあっては 1 分間、厚 手 布にあっては 2 分間加熱を行うこと。 この場合において、加熱中に着炎する試験体については、別の 2 の試験体について、着炎してから薄 手 布にあっては 3 秒後、厚 手 布にあっては 6 秒後にバーナーを取り去ること。
- 5 じゅうたん等の残炎時間及び炭化長に係る令第4条の3第5項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱、別図第2の3の試験体押さえ枠及びけい酸カルシウム板(日本産業規格A5430のけい酸カルシウム板をいう。以下同じ。)別図第3の電気火花発生装置並びに別図第6のエアーミックスバーナーであること。
 - (2) 燃料は、日本産業規格K2240の液化石油ガス2種4号であること。
 - (3) 試験体は、次に定めるところによること。
 - イ 1平方メートル以上のじゅうたん等から無作為に切り取った縦 40 センチメートル、横 22 センチメートルのものであること。
 - ロ 温度 50 度プラスマイナス 2 度の恒温乾燥器内に 24 時間放置した後、シリガケル入りデシケ

- ーター中に2時間以上放置したものであること。ただし、パイルを組成する繊維が毛100パーセントである試験体(パイルのないものにあっては、組成繊維が毛100パーセントであるもの)のうち熱による影響を受けるおそれのないものにあっては、温度105度プラスマイナス2度の恒温乾燥器内に1時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に2時間以上放置したものとすることができる。
- (4) 測定方法は、次に定めるところによること。
 - イ 試験体は、けい酸カルシウム板に試験体押さえ枠で固定すること。
 - ロ ガス圧力は、4キロパスカル、炎の長さは、24ミリメートルとすること。
 - ハ バーナーは、水平にしてその先端を試験体の表面から1ミリメートル離して置くこと。
 - ニ 6の試験体について、30秒間加熱を行うこと。
- 6 合板の残炎時間、残じん時間及び炭化面積に係る令第4条の3第5項の総務省令で定める技術上の 基準は、次のとおりとする。
 - (1) 燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱、別図第2の2の試験体支持枠、別図第3の電気火花 発生装置及び別図第5のメッケルバーナーであること。
 - (2) 燃料は、日本産業規格K2240の液化石油ガス2種4号であること。
 - (3) 試験体は、次に定めるところによること。
 - イ 1.6 平方メートル以上の合板から無作為に切り取った縦 29 センチメートル、横 19 センチメートルのものであること。
 - ロ 温度 40 度プラスマイナス 5 度の恒温乾燥器内に 24 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 24 時間以上放置したものであること。
 - (4) 測定方法は、次に定めるところによること。
 - イ 試験体は、試験体支持枠に固定すること。
 - ロ 炎の長さは、65ミリメートルとすること。
 - ハ バーナーは、炎の先端が試験体の中央下部に接するように置くこと。
 - ニ 3の試験体について、2分間加熱を行うこと。
- 7 物品の接炎回数に係る令第4条の3第5項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱、別図第3の電気火花発生装置、別図第4のミクロバーナー及び別図第7の試験体支持コイルであること。
 - (2) 試験体支持コイルは、日本産業規格G4309 に適合する直径 0.5 ミリメートルの硬質ステンレス鋼線で内径 10 ミリメートル、線相互間隔 2 ミリメートル、長さ 15 センチメートルのものであること。
 - (3) 燃料は、日本産業規格K2240の液化石油ガス2種4号であること。
 - (4) 試験体は、次に定めるところによること。
 - イ 第4項第3号イの規定に従って切り取った残余の布から無作為に切り取った幅10センチメートル、質量1グラムのものであること。

ただし、幅 10 センチメートル、長さ 20 センチメートルで質量が 1 グラムに満たないものあっては、当該幅及び長さを有するものとする。

ロ 第4項第3号ロ及びハの規定の例により処理したものであること。

- (5) 試験方法は、次に定めるところによること。
 - イ 試験体は、幅10センチメートルに丸め、試験体支持コイル内に入れること。
 - ロ 炎の長さは、45ミリメートルとすること。
- ハ バーナーは、炎の先端が試験体の下端に接するように固定し、試験体が溶融を停止するまで 加熱すること。
- ニ 5の試験体について、その下端から9センチメートルのところまで溶融し尽くすまでハの加熱を繰り返すこと。

(防炎表示等)

- 第4条の4 法第8条の3第2項の規定により防炎物品に付する防炎性能を有するものである旨の表示(以下この条及び次条において「防炎表示」という。)は、次の各号に定めるところにより付することができる。
 - (1) 防炎表示を付する者は、消防庁長官の登録を受けた者であること。
 - (2) 防炎表示は、別表第1の2の2に定める様式により行うこと。
 - (3) 防炎表示は、縫付、ちょう付、下げ札等の方法により、防炎物品ごとに、見やすい箇所に行なうこと。
- 2 前項第1号の登録を受けようとする者は、別記様式第1号の2の2の4の申請書に第4項の基準に 適合するものである旨を証する書類を添付して、消防庁長官に申請しなければならない。
- 3 消防庁長官は、第1項第1号の登録をしようとするときは、当該登録を受けようとする者の所在地 を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録につ いて意見を述べることができる。
- 4 第1項第1号の登録の基準は、消防庁長官が定める。
- 5 第1項第1号の登録を受けた者(次項及び次条第1項において「登録表示者」という。)は、第2項の申請書又は添付書類(次条第2項の申込みをしたことを証する書類を含む。)に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を消防庁長官に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 6 消防庁長官は、登録表示者が次の各号の1に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことが できる。
 - (1) 第4項の登録の基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 不正な手段により登録を受けたとき。
 - (3) 防炎表示を適正に行っていないとき。
- 7 消防庁長官は、第1項第1号の登録又は前項の規定による登録の取消しをしたときは、その旨を公示する。
- 8 法第8条の3第3項の指定表示は、防炎性能を有する旨の表示で、同条第1項に規定する防炎性能 の基準と同等以上の防炎性能を有する防炎対象物品又はその材料に付される表示として消防庁長官 が指定したものとする。
- 9 法第8条の3第1項の防火対象物の関係者は、同条第5項に規定する防炎性能を与えるための処理 又は防炎対象物品の作製を行わせたときは、防炎物品ごとに、見やすい箇所に、次の各号に掲げる事 項を明らかにし、又は当該防炎性能を与えるための処理をし、若しくは防炎対象物品を作製した者を

して防炎表示を付させるようにしなければならない。

- (1) 「防炎処理品」又は「防炎作製品」の文字
- (2) 処理をし、又は作製した者の氏名又は名称
- (3) 処理をし、又は作製した年月

(防炎性能の確認)

- 第4条の5 登録表示者は、防炎対象物品又はその材料が防炎性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人(以下「登録確認機関」という。)による確認を受けた場合は、当該確認に係る防炎物品に付する防炎表示に当該登録確認機関の名称を記載するものとし、登録確認機関の確認を受けていない場合は、防炎物品に付する防炎表示に自らの名称及び防炎性能を有することについて自ら確認した旨を記載するものとする。ただし、防炎性能を有することについて登録確認機関による確認を受けた登録表示者が、当該確認に係る防炎物品に付する防炎表示に、当該登録確認機関の名称に代えて、自らの名称及び防炎性能を有することについて自ら確認した旨を記載することを妨げない。
- 2 前条第1項第1号の登録を受けようとする者は、防炎物品に防炎表示を付そうとするときに登録 確認機関の確認を受けることとしている場合には、同条第2項の添付書類のうち消防庁長官が定め るものに代えて、前項の確認を受ける旨の申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出す ることができる。

(登録確認機関)

- 第4条の6 前条第1項の規定による消防庁長官の登録(以下この条において単に「登録」という。) は、防炎対象物品又はその材料が防炎性能を有していることについての確認(以下この条において 単に「確認」という。)を行おうとする法人の申請により行う。
- 2 消防庁長官は、前項の規定により登録を申請した法人(以下この項において「登録申請者」という。) が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。
 - (1) 次のいずれかに該当する者が確認の業務を実施し、その人数が確認の業務を行う事務所ごと に2名以上であること。
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校において工業化学又は 応用化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者(当該学科又は課程を修めて同法による専 門職大学の前期課程を修了した者を含む)であって、防炎対象物品又はその材料が防炎性能を 有していることについての確認に関する実務に通算して1年以上従事した経験を有するもの
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - (2) 次に掲げる機械器具その他の設備を保有していること。

イ 燃焼試験箱

口 試験体支持枠

ハ 試験体押さえ枠

ニ けい酸カルシウム板

ホ 電気火花発生装置

へ ミクロバーナー

トメッケルバーナー

チ エアーミックスバーナー

リ 試験体支持コイル

ヌ デシケーター

ル 恒温乾燥機

ヲ 水洗い洗たく機

ワードライクリーニング機

カ 脱水機

ヨ 脱液機

タ 乾燥機

- (3) 登録申請者が、法第8条の3第2項の規定により同項の表示を付することができるとされる 防炎対象物品又はその材料を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列 する事業者(以下この号及び第4項において単に「事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、事業者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。第31条の5第2項第3号イにおいて同じ。)であること。
 - ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員)に占める事業者の役員又は職員(過去2年間に当該事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。
 - ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員(過去 2 年間に当該事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。
- (4) 確認の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 確認の業務を行う部門に管理者を置くこと。
 - ロ 確認の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い確認の業務の管理及び精度の確保を行う部門又 は組織を置くこと。
 - ニ 全国の確認を受けることを希望する者に対して、確認の業務を公正に行うことができる体制 を有していること。
- 3 登録確認機関は、確認の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え付け、確認を 行った日からこれを10年間保存しなければならない。
 - (1) 確認の申し込みをした者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 確認の申し込みを受けた年月日
 - (3) 確認の申し込みをした者の第4条の4第1項第1号の消防庁長官の登録を受けた際の登録 者番号
 - (4) 防炎対象物品又はその材料の形状、構造、材質、成分及び性能の概要
 - (5) 防炎対象物品又はその材料が防炎性能を有していることを検査した日
 - (6) 前号の検査をした者の氏名
 - (7) 確認の有無(確認をしない場合にあっては、その理由を含む。)
 - (8) 確認の有無を通知した日
- 4 第1条の4第2項及び第4項から第7項までの規定は第1項の申請について、第8項から第15項まで及び第17項から第22項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第1条の4第2項中「講師」とあるのは「確認の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第5項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防炎対象物品又はその

材料」と、同条第7項中「第1項から第5項まで」とあるのは「第2項、第4項及び第5項並びに第4条の6第1項及び第2項」と、同条第9項中「毎年1回以上」とあるのは「確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第10項中「第2条の3に定める講習に係る基準」とあるのは「令第4条の3第4項及び第5項、第4条の3第3項から第7項までに定める基準並びに別表第1の2の2の消防庁長官が定める防炎性能に係る耐洗たく性能の基準」と、同条第15項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第17項及び第21項第1号中「第3項」とあるのは「第4条の6第2項」と、同条第21項第3号中「第16項又は第20項」とあるのは「第20項又は第4条の6第3項」と読み替えるものとする。

【読み替えた第1条の4の規定】

- 2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びに確認を行おうとする防炎対象物品又はその材料並びに確認の業務を開始しようとする年 月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、消防庁長官に提出しなければならない。
 - (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 確認の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類
 - イ 確認の業務の実施の方法、確認の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に 関する事
 - ロ 確認の業務を行う者の氏名,職業及び略歴に関する事項
 - ハ 確認の業務に用いる機械器具その他の設備の概要に関する事項
 - ニ その他確認の業務の実施に関し必要な事項
 - (3) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (4) 第4項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- 4 消防庁長官は、第1項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、 登録をしてはならない。
 - (1) その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない 法人であること。
 - (2) 第21項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人であること。
 - (3) 第21項の規定による登録の取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人であること。
- 5 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - (1) 登録年月日及び登録番号
 - (2) 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防炎対象物品又はその材料
 - (3) 確認の業務を取り扱う事務所の所在地
- 6 登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 7 第2項、第4項及び第5項並びに第4条の6第1項及び第2項の規定は、前項の登録の更新

について準用する。

- 8 登録を受けた法人(以下この条において「登録確認機関」という。)は、第5項第2号及び 第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その 旨を消防庁長官に届け出なければならない。
- 9 登録確認機関は、確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認を行わなければならない。
- 10 登録確認機関は、公正に、かつ、令第4条の3第4項及び第5項、第4条の3第3項から第 7項までに定める基準並びに別表第1の2の2の消防庁長官が定める防炎性能に係る耐洗た く性能の基準に適合する方法により確認を行わなければならない。
- 11 登録確認機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た 秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 12 登録確認機関は、次に掲げる確認の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、確認の業務の開始前に、消防庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
 - (1) 確認の業務を取り扱う日及び時間に関する事項
 - (2) 確認の業務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する地域に関する事項
 - (3) 確認の業務の実施の方法に関する事項
 - (4) 確認の手数料の収納の方法に関する事項
 - (5) 確認の業務に関する秘密の保持に関する事項
 - (6) 確認の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - (7) 第15項第2号及び第4号の請求に係る費用に関する事項
 - (8) その他確認の業務の実施に関し必要な事項
- 13 消防庁長官は、前項の規定により届出をした業務規程が確認の業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、登録確認機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 14 登録確認機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び 損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方法、磁 気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次項及び第44条の10 の2第1項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項に おいて「財務諸表等」という。)を作成し、消防庁長官に提出するとともに、5年間事務所に備 えておかなければならない。
- 15 事業者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求を することができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録確認関の定めた費用を 支払わなければならない。
 - (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された 事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請

求

- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことが できる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

16、略

- 17 消防庁長官は、登録確認機関が第4条の6第2項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該登録確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 18 消防庁長官は、登録確認機関が第9項及び第10項の規定に違反していると認めるときは、 当該登録確認機関に対し、確認を行うべきこと又は当該確認の方法その他の業務の方法の改善 に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 19 消防庁長官は、確認の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録確認機関に対し、確認の業務に関し必要な報告を求めることができる。
- 20 登録確認機関は、確認の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもって、その旨を消防庁長官に届け出なければならない。
 - (1) 休止又は廃止の理由
 - (2) 休止又は廃止の時期
 - (3) 休止にあっては、その期間
- 21 消防庁長官は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し 又は期間を定めて確認の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 第4条の6第2項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - (2) 第4項第1号または第3号に該当するに至ったとき。
 - (3) 第8項から第12項まで、第14項、第20項又は第4条の6第3項の規定に違反した とき。
 - (4) 第12項の規定により届け出た業務規程によらないで確認の業務を行ったとき。
 - (5) 第13項,第17項又は第18項の規定による命令に違反したとき。
 - (6) 正当な理由がないのに第15項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - (7) 不正な手段により登録を受けたとき。
- 22 消防庁長官は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
 - (1) 登録をしたとき。
 - (2) 第8項の規定による届出があったとき。
 - (3) 第20項の規定による届出があったとき。
 - (4) 前項の規定により登録を取り消し、又は確認の業務の停止を命じたとき。
- 附 則(平成16年3月26日総務省令第54号)抄

(施行期日)

- 第1条 この省令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成15年法律第84号。) 附則 第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成16年6月1日)から施行する。ただし、第1条の2 の改正規定、第1条の3の改正規定及び第3条の改定規定は、平成16年8月1日から施行する。 (消防法施行規則第4条の5第1項に規定する指定確認機関を指定する省令等の廃止)
- 第2条 消防法施行規則第4条の5第1項に規定する指定確認機関を指定する省令(平成 13 年総務 省令第78号)は廃止する。

(経過措置)

- 第3条 この省令による改正後の消防法施行規則(以下「新規則」という。)第1条の4第1項,第4条の2の5第1項,第4条の6第1項、第31条の5第1項及び第31条の7第1項の登録を受けようとする法人は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。新規則第1条の4第12項(新規則第4条の2の5第2項、第4条の6第4項、第31条の5第3項及び第31条の7第2項において準用する場合も含む。)の規定による業務規程の届出についても、同様とする。
- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の消防法施行規則(以下「旧規則」という。)第 4条の2の5第1項の登録を受けている法人並びに旧規則第4条の6第1項、第31条の5第1項 及び第31条の7第1項の指定を受けている法人は、この省令の施行の日から起算して6月を経過 する日までの間は、新規則第4条の2の5第1項、第4条の6第1項、第31条の5第1項及び第 31条の7第1項の登録を受けている法人とみなす。当該法人がその期間内にこれらの規定により これらの規定の登録の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とす る。
- 第4条 この省令の施行の際現に存する旧規則別表第1の2の2に定める様式による防炎表示は、新規則別表第1の2の2にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。
- 2 この省令の施行の際現に旧規則第4条の4第1項の規定により防炎物品に付されている旧規則別表第1の2の2に定める様式による防炎表示は、新規則別表第1の2の2に定める様式による防炎表示とみなす。

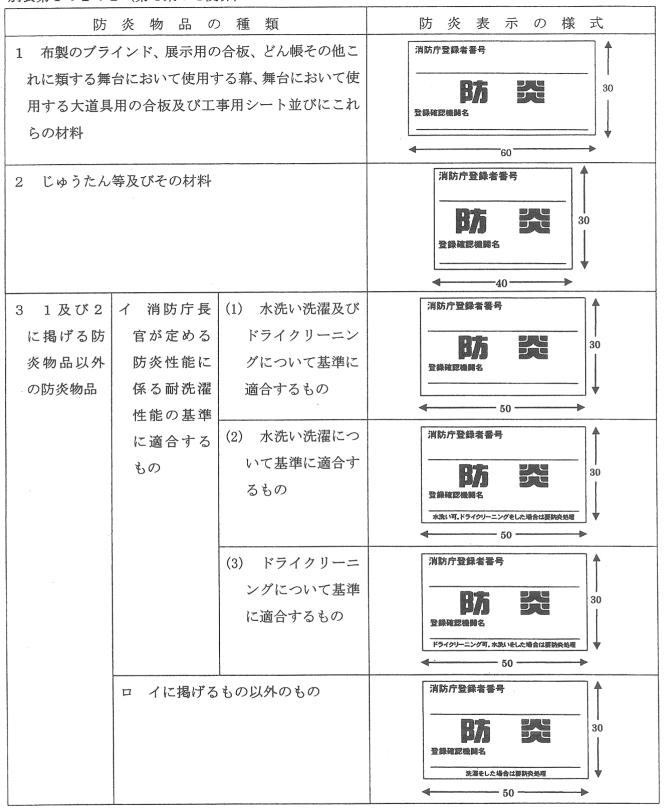
<沿 革>

- 消防法及び消防法施行令の規定に基づき、同法及び同令を実施するため、昭和44年3月28日自治省令第3号により第4条の3が新設され、第1項で、その工事中に使用する工事用シートについて防炎規制の適用を受ける防火対象物として、都市計画区域外の住宅を除く建築物、プラットホーム上屋、貯蔵槽、化学工業製品製造装置等を、また、第2項以下(現行第3項以下)で防炎物品の防炎性能の基準の数値等を規定し、法と同じ昭和44年4月1日から施行された。
- 昭和47年8月29日自治省令第20号により、新しく防炎物品に追加された展示用、舞台において使用する大道具用の合板又は繊維板の防炎性能の基準を第4条の3第2項第1号、第2号、第3号に追加し、第4号に炭化長が加えられ、また同条第4項に合板等に関する技術上の基準が追加され、昭和48年1月1日から施行された。
- 消防法に防炎表示制度の根拠規定が設けられたことに伴い昭和48年6月1日自治省令第13号により、第4条の4が新設され、同日施行された。

ただし、新設の第4条の4第1項(防炎表示の方法)第2号、第3号、第6項(指定表示)及び別

表第1に関する改正規定は昭和48年9月1日から、第4条の4第7項(5項表示)の改正規定は昭和49年1月1日からそれぞれ施行された。

- 昭和53年11月1日政令第363号で、じゅうたん等が新たに防炎対象物品に加えられたことに伴い、 昭和54年3月23日自治省令第5号により、第4条の3第2項及び第5項の追加並びに同条第3項及 び第4項の改正が行われ、昭和54年7月1日から施行された。なお、現在使用中のものについての 消防長等への届出書の様式も定められた。
- 昭和 59 年 12 月 15 日自治省令第 30 号により、防炎性能の基準(別図を含む)の字句が修正され、また、日本工業規格(JIS)の改正に伴う燃料の種別表示が改められた。
- 昭和 61 年 8 月 5 日政令第 274 号で、展示用の繊維板及び舞台において使用する大道具用の繊維板が防炎対象物品から削除されたことに伴い、同日自治省令第 17 号により、第 4 条の 3 第 3 項、第 4 項、第 6 項、別表第 1 、別記様式第 1 号の 2 の 2 及び別図第 1 が改正され、昭和 61 年 8 月 5 日から施行された。
- 平成元年6月5日自治省令第25号により、別表第1の防炎表示の様式が改正され、平成元年9月1日より施行された。
- 平成9年3月31日自治省令第19号により、第4条の3第5項第4号ロにおけるガス圧力の単位が、 計量単位を国際単位系とする規程の整備により改正され、平成11年10月1日から施行された。
- 平成12年11月20日、自治省令第51号により、第4条の4 (防炎表示等)が改正、新たに第4条の5 (防炎性能の確認)及び第4条の6 (指定確認機関)が加えられ、平成13年1月1日より施行された。
- 平成13年4月26日、総務省令第68号により、第4条の5第1項、第4条の6第1項、第2項、第4項から第9項の一部が改正され、指定確認機関の指定を受けようとする法人が、公益法人である場合にあっては総務大臣の指定を受けることとなった。
- 平成14年10月7日総務省令105号により、第4条の4第1項第2号「防炎表示」別表番号(平成14年10月25日施行)の改正、及び第2項「防炎表示者登録申請書」の様式番号(平成15年10月1日施行)が改正された。
- 平成 16 年 3 月 26 日総務省令第 54 号により、第 4 条の 5 及び第 4 条の 6 の一部が改正され指定確認機関が登録確認機関に変更され平成 16 年 6 月 1 日から施行された。
- 平成17年8月31日総務省令第136号により、第4条の3第5項等の一部が改正され燃焼試験装置で用いられるパーライト板がけい酸カルシウム板に変更され平成18年10月1日から施行された。



備考 1 防炎表示の様式の欄の数字の単位は、ミリメートルとする。

- 2 様式の色彩は、地を白地、文字のうち「防炎」にあっては赤色、「消防庁登録者番号」及び「登録確認機関名」にあっては黒色、その他のものにあっては緑色、横線を黒色とする。
- 3 登録確認機関の確認を受けていない場合又は登録確認機関の確認を受けたが当該登録確認機関の名 称を記載しない場合は、「登録確認機関名」に代えて「防炎性能について自己確認した者の名称」と する。

防炎表示者登録申請書

消防庁	長官	殿											年	,	月	日
申請者																
住 所																
						氏	: 名	<u>'</u> (法丿	の場	, 合は、	名称及	をびん	弋表者	氏名)	
消防法第8条の3第2項の規定による防炎表示を付する者の登録を受けたいので、																
下記により申請します。																
記																
業種		表示を付そうとする防炎物品の種類														
1 製造業	1 カ	1 カーテン				のブライ	インド 3		3	幕	幕 類		4	1 じゅうたん等		ん等
	5 合		板	6	ど	λ	帳		7	工具	事用シ	〜 ト				
2 防 炎	1 カー	ーテン	材 物品	2	布 製 ラ イ	のブンド	材料	物品	3	幕	類	材物品	4	合	板	物品
処理業	5 ど	ん 帳	材物品		工. 특	事用ト		物品				1 - 1	1			
3 輸 入	1 カー	ーテン	材物品	2	布 製	のブンド		物品	3	幕		材物品	4	じゅう	たん等	材物品
販売業	5 合	板	物品	6		グー な		物品	7		事月	材物				기기 HH
M																
		製			業											
防炎物品の		~~~		^												
理、裁断・施	防	炎 処	理	業												
又は輸入販売を行う 輸入販売				業												
工場、事業場又は店舗		Tha >		<i></i>	<i>/</i> \											
の名称及び所在地		裁断	• 縫	製業												
*	受		十	欄						*	彩	ξ	過		瀾	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 業種及び表示を付そうとする防炎物品の種類の欄は、該当する事項を○で囲み、さらに防炎対象物品の場合は「物品」を、防炎対象物品の材料の場合は「材料」を○印で囲むこと。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別図第1 燃焼試験箱(第4条の3関係)

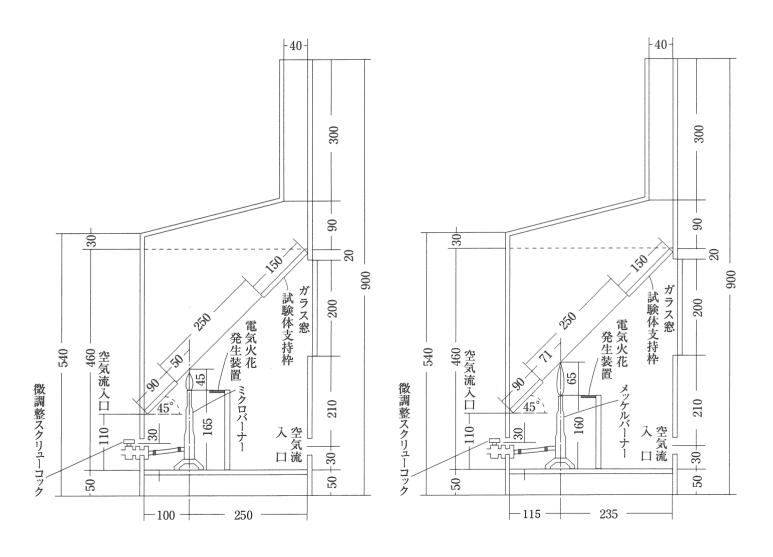
(その1)

(薄手布の場合)

(単位 ミリメートル)

(その2)

(厚手布及び合板の場合)

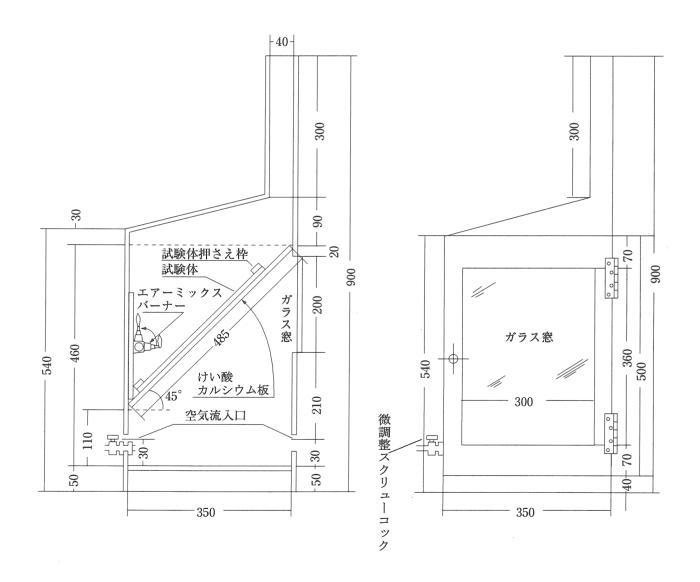


(じゅうたん等の場合)

(単位 ミリメートル)

(その4)

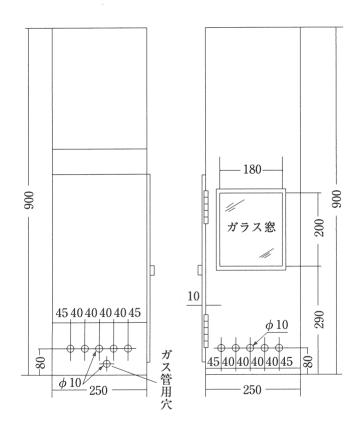
正面



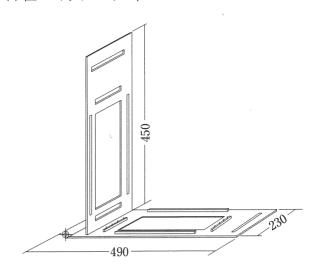
(その5)

側

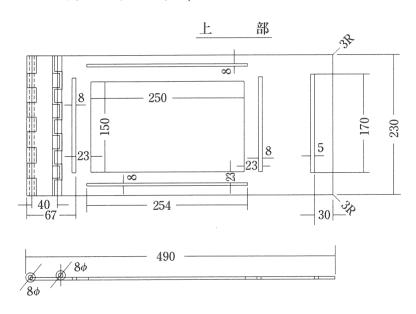
面



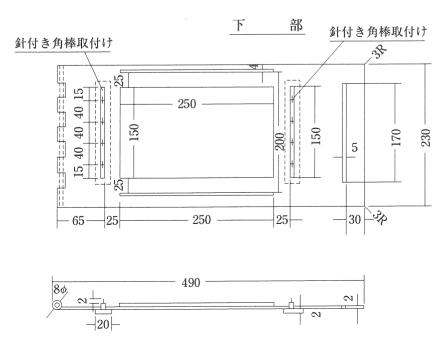
別図第2 試験体支持枠(第4条の3関係) (その1)(単位 ミリメートル)



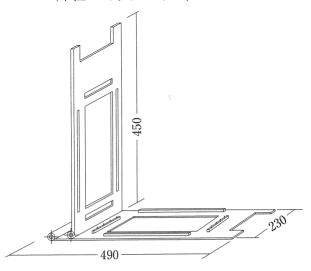
(その2)(単位 ミリメートル)



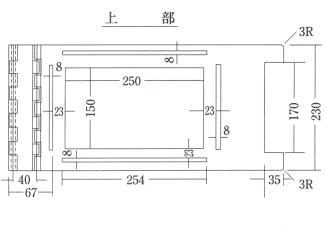
(その3)(単位 ミリメートル)

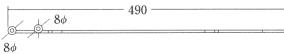


別図第2の2 試験体支持枠(第4条の3関係) (その1)

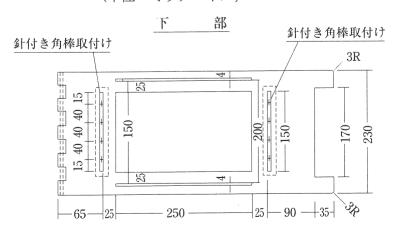


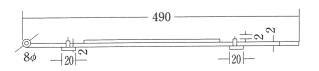
(その2)(単位 ミリメートル)



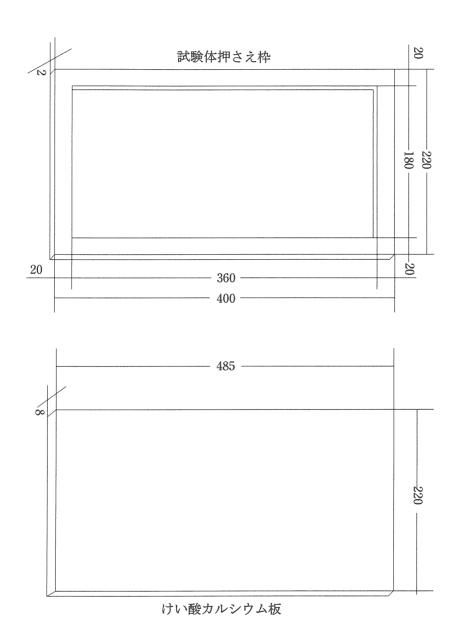


(その3) (単位 ミリメートル)





別図第2の3 試験体押さえ枠及びけい酸カルシウム板(第4条の3関係) (単位 ミリメートル)

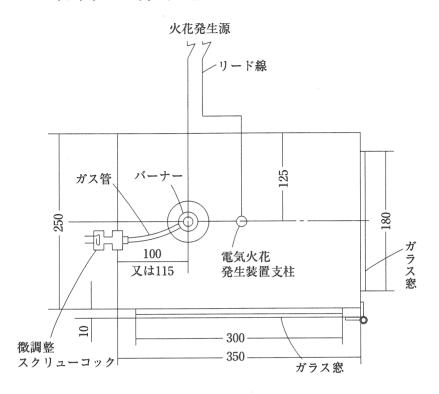


別図第3 電気火花発生装置(第4条の3関係)

(その1)

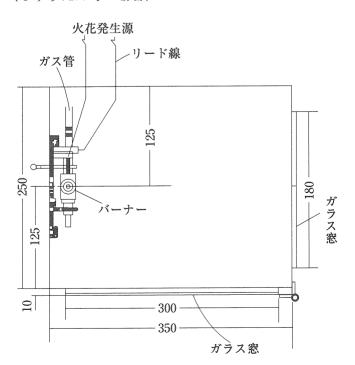
(単位 ミリメートル)

(じゅうたん等以外の場合)

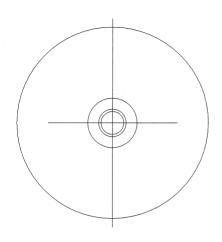


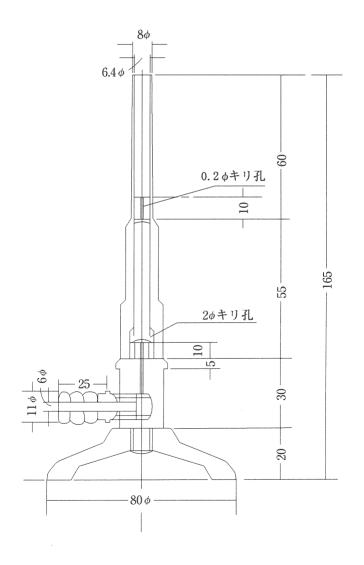
(その2)

(じゅうたん等の場合)

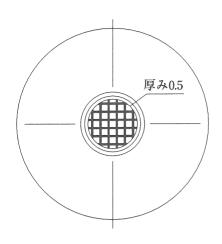


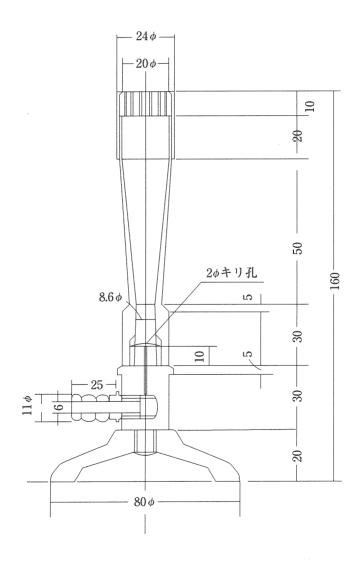
別図第4 ミクロバーナー(第4条の3関係) (単位 ミリメートル)~



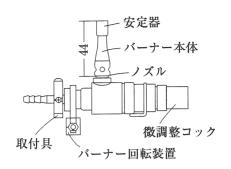


別図第5 メッケルバーナー(第4条の3関係) (単位 ミリメートル)





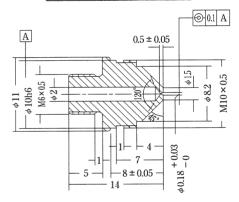
別図第6 エアーミックスバーナー(第4条の3関係)(その1)(単位 ミリメートル)



(その2)

(単位 ミリメートル)

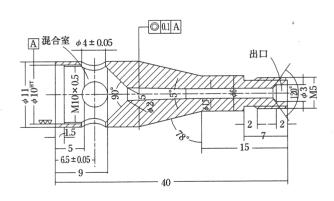
ノズル



(その3)

(単位 ミリメートル)

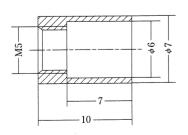
バーナー本体



(その4)

(単位 ミリメートル)

安 定 器



別図第7 試験体支持コイル(第4条の3関係) (その1) (単位 ミリメートル)

